

第 6 5 回

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会

日 時：令和 6 年 5 月 1 0 日（金）

午後 7 時 4 5 分から午後 9 時 1 5 分まで

会 場：奈良市役所本庁舎 中央棟 6 階正庁

次 第

○開 会

○事 務 局 説 明

○市 長 挨 拶

○議事内容

- ・ 報告案件 1. 新クリーンセンター施設整備基本計画（案）、
事業概要書について (資料 1)
- 2. 環境清美工場の大規模改修工事について (資料 2)
- 3. 「公害調停申請人の会」からの公害調停に
関する申入れについて (資料 3)
- ・ 議 事
- 1. 七条地区の位置付けについて (資料 4)
- 2. 候補地を決定するプロセスについて (資料 5)

○その他

○閉 会

第 6 5 回 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会 会議録			
開催日時	令和 6 年 5 月 1 0 日（金） 午後 7 時 4 5 分から午後 9 時 3 0 分まで		
開催場所	奈良市役所 中央棟 6 階 正庁		
出席者	委員	渡邊信久 委員長、安田美紗子 副委員長、田中啓義 副委員長、 梅林聰介 委員、鍵田美智子 委員、清水順子 委員、 元島満義 委員、森住明弘 委員、森田一成 委員、山口裕司 委員、 吉岡正志 委員、吉田隆一 委員【計 1 2 人出席】	
	事務局	仲川市長、真銅副市長、山口環境部長、上田環境部理事、 鈴木環境部次長、秋田環境部参事、山岡総合政策部長、 西川クリーンセンター建設推進課長、平野クリーンセンター建設 推進課課長補佐 他	
開催形態	公開（傍聴人 5 8 人）	担当課	環境部クリーンセンター建設推進課
内 容	【報告案件】 1 新クリーンセンター施設整備基本計画（案）、事業概要書について 2 環境清美工場の大規模改修工事について 3 「公害調停申請人の会」からの公害調停に関する申入れについて 【議事】 1 七条地区の位置付けについて 2 候補地を決定するプロセスについて		
決定又は 取り纏め 事項	1 七条地区は、策定委員会で議論された「候補地の選定における基本条件」 及び「面積要件」に合致している。 2 市が、七条地区で、事業を進めることを是認する。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
【報告案件 1】 ・事務局より、報告案件 1 について報告。 ・委員より、報告案件について新クリーンセンター施設整備基本計画（案）があるが、策定委 員会は報告を受けるのではなく、審議をする場ではないのか。 ⇒委員長より、報告なしに審議することはできない。次回以降の策定委員会において、審議す			

ればよいと考える。

【報告案件２】

- ・事務局より、報告案件２について報告。
- ・委員より、外部処理委託費を明示する必要があるのではないのか。

⇒市長より、当初予算に外部処理委託費を計上しているため、外部処理委託にかかる年間ベースの概算費用を示すことは可能である。

- ・委員より、定期的なオーバーホールの際は工事期間等を現施設周辺の地元住民に説明していただいているため、大規模改修においても、地元住民に十分な説明をしていただきたい。

【報告案件３】

- ・事務局より、報告案件３について報告。
- ・委員より、公害調停条項第１条第１項第１号～５号について、誰が行うかの主語が省略されているが、調停条項の作成に関わったものとしての見解では、市が主語だと考えている。そのため、市が用地の候補地を選定し、策定委員会は用地の選定方法を決定するものだと考えている。選定方法とは、平成１９年１１月に策定委員会が市に提出した中間報告に示した候補地選定における基本条件のことである。
- ・委員より、公害調停申請人の会の代理人として公害調停条項の作成に関与したが、策定委員会は市を監視するための組織であり、候補地を決めるための組織ではないと認識している。市民等が集った策定委員会において、最終的な候補地を選定する責任を持つことは困難である。
- ・委員より、策定委員会を６５回開催したが、何一つ決まっていないことを考えると候補地は市が決定する必要があるのではないのか。策定委員会は市の決定を承認するかどうか採決すればよい。

【議事１及び議事２】

- ・事務局より、議事１について説明。平成１９年１１月に策定委員会から市に提出された中間報告において示されている「候補地選定における基本条件」に七条地区が合致しているか確認いただきたい。
- ・委員より、七条地区の位置づけが議事として扱われていること自体に疑問がある。市が選定した候補地であり、策定委員会が選定した場所ではない。報告案件ではないのか。
- ・委員長より、七条地区が基本条件に合致しているという市の報告を認めるかを議論するための議事事項である。

・委員より、奈良養護学校は本当に移転するのか。七条地区は大和郡山市の清掃工場もあり、公平性がない。

・委員より、煙突が2本建つことはないと言った過去に市長が明言した。七条地区に建設することは市民との約束を反故にすることになる。基本条件⑨「その他の条件」に市が約束を反故にした場合の対応を追加するべきである。

⇒委員より、議事1において議論すべきは七条地区を候補地とする賛否をとるのではなく、策定委員会が定めた基本条件に合致するかである。

⇒委員長より、他市のクリーンセンターが隣接することは策定委員会が定めた基本条件に入っていない。

・委員より、基本条件④「防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること」について、浸水リスクが考慮されていない。

⇒委員長より、防災機能を付与する等の浸水対策をしたうえで、建設することが一般的である。

・委員より、資料5（議事2）にあるとおり、第64回策定委員会において市が七条地区を候補地とすることに策定委員会は関与しないと決めたのではないのか。市が責任を持って進めるのであれば、策定委員会は候補地について議論する場ではなく、報告を受けるということで決まったはずである。

・委員より、第64回策定委員会において七条地区に関与しないとしたが、関与していくべきと前回の総論を変えるべきではないか。

⇒委員より、議論を蒸し返しても前進しない。第64回策定委員会で市が不退転の決意で進めるなら認めましょうと決めたはず。

⇒委員長より、策定委員会の七条地区への関与の程度が曖昧で、全くの無関与であれば市議会からも示されているように「策定委員会の決定を経ているのではないのか。」との見方にも繋がる。従って、プロセス的には市の提案に対し、それぞれの賛否を明らかにしていくべきだと考える。

《七条地区は、策定委員会で議論された「候補地の選定における基本条件」及び「面積要件」に合致しているか採決》

⇒賛成8（委員長含む）：反対4となり、賛成多数で可決。

《市が、七条地区で、事業を進めることを是認するか採決》 ⇒賛成 8（委員長含む）：反対 4 となり、賛成多数で可決。 以上	
資 料	1. 次第 2. 会場配席図 3. 委員名簿 4. クリーンセンター建設計画策定委員会規則 5. 調停条項 6. 資料 1 7. 資料 2 8. 資料 3 9. 資料 4 10. 資料 5